

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局水道経営管理室)	一
○宮城県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	一
○みやぎ食の安全安心推進条例及び薬事審議会条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	二
○介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	二
○介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	二
○特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例の一部を改正する条例	(疾病・感染症対策室)	二
○幼保連携型認定こども園審議会条例	(子育て支援課)	四
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	四
○薬事法施行条例の一部を改正する条例	(薬 務 課)	一
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	(道 路 課)	一
○仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	一

条 例

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

○宮城県条例第六十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一大崎広域水道の項中「九六九円」を「九五〇円」に、「

七〇円」を

「六七円」に改め、同表仙南・仙塩広域水道の項中「一、一五六円」を「一、〇五

〇円」に、「六〇円」を「五四円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

宮城県税条例の一部を改正する条例

宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項を次のように改める。

5 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が行う事業に対するこの節の規定の適用については、法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をもつて、その事務所又は事業所とする。

附則第九条第一項中「五・八分の〇・八」を「四・〇分の〇・八」に改め、同条第四項中「同法第四十五条において準用する場合を含む。」を「又は同法第四十四条の四第一項」に改め、同条第五項中「同法第四十五条において準用する場合を含む。」を「又は同法第四十四条の三第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の宮城県条例(以下「新条例」という。) 附則第九条第一項の規定は、平成二十六年十月一日(以下「適用日」という。) から適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

3 新条例附則第九条第一項の規定は、適用日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 新条例第三十八条第五項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

みやぎ食の安全安心推進条例及び薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

みやぎ食の安全安心推進条例及び薬事審議会条例の一部を改正する条例

(みやぎ食の安全安心推進条例の一部改正)

第一条 みやぎ食の安全安心推進条例(平成十六年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「医薬部外品」の下に「及び同条第九項に規定する再生医療等製品」を加え、同条第三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(薬事審議会条例の一部改正)

第二条 薬事審議会条例(昭和三十八年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

に、「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第五条第一項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第六条第一項」に改める。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

○宮城県条例第六十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例の一部を改正する条例

第一条 特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例（平成十七年宮城県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例

第一条中「応じ、」の下に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病（以下「指定難病」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）の患者等に対する医療費の支給並びに」を加え、「宮城県特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会」を「宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会」に改める。

第五条第一項第一号を次のように改める。

- 一 指定難病等委員会 指定難病の患者に対する医療費の支給に関する事項及び事業（小児慢性特定疾患及び遷延性意識障害に関する治療研究事業を除く。）のうち、専門的事項に関すること。
- 二 小児慢性特定疾病委員会 小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満二十歳に満たない者に対する医療費の支給に関する事項及び小児慢性特定疾患に関する治療研究事業のうち、専門的事項に関すること。

第五条中第五項を第六項とし、同条第四項中「会長があらかじめ指名する副会長」を「委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「会長がこれに当たる」を「委員の互選によつて定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会長及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる委員会は難病の患者に対する医療等に関する法律第八条第一項に規定する指定難病審査会と、前項第二号に掲げる委員会は児童福祉法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会とする。

7 第一項第三号に掲げる委員会に、遷延性意識障害の状態について審査するため、審査委員を置くことができる。

8 前項の審査委員は、第一項第三号に掲げる委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。第六条を削り、第七条を第六条とする。

第二条 特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「、小児慢性特定疾患」を削る。

第五条第一項第一号中「小児慢性特定疾患及び」を削り、同項第二号中「及び小児慢性特定疾患に関する治療研究事業」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十六年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例（以下「新条例」という。）第一条及び第五条第二項の規定の適用については、新条例第一条中「第五条第一項に規定する」とあるのは「附則第三条第三項の規定により指定された」と、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する」とあるのは「児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により定められた」と、新条例第五条第二項中「第八条第一項に規定する」とあるのは「附則第三条第九項の規定により置く」と、「児童福祉法第十九条の四第一項に規定する」とあるのは「児童福祉法の一部を改正する法律附則第四条第七項の規定により置く」とする。

3 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会条例第二条第二項の規定により任命された宮城県特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会の委員である者は、施行日において、新条例第二条第二項の規定により宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会の委員として任命されたものとみなす。

4 前項の規定により任命されたものとみなされる委員及び施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間に新たに新条例第二条第二項の規定により任命される委員の任期は、新条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

5 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県特定疾患等及び遷延性意識障害治療研究協議会の委員の項中「宮城県特定疾患等及び

遷延性意識障害治療研究協議会」を「宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会」に改める。

幼保連携型認定こども園審議会条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

幼保連携型認定こども園審議会条例

(設置)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、宮城県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、就学前の子どもに関する教育、保育等に関する事業に従事する者、就学前の子どもに関する教育、保育等に関する学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（意見の聴取等）

第五条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条の規定に基づき、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」とする。

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県幼保連携型認定こども園審議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
----------------------	---------	---------	----

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年宮城県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同条第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」に、「実施」を「利用」に改め、同条第四号中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第三号中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(法第十三条第一項に基づき定める基準)

第五条 法第十三条第一項に基づき定める基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

別表第一号イ中「認定子ども園」の下に「(幼保連携型認定子ども園を除く。以下この表において同じ。)」を加え、「(1)から(5)まで」を「(1)から(4)まで」に、「保育」を「教育及び保育」に改め、同号イ(3)中「の子どものうち一日に幼稚園と同程度の時間利用するもの(以下「短時間利用児」という。)」を「満四歳未満の子ども」に、「短時間利用児三十五人」を「子ども二十人」に改め、同号イ(4)を削り、同号イ(5)中「のうち長時間利用児」を削り、「当該長時間利用児」を「当該子ども」に改め、同号イ(5)を同号イ(4)とし、同号ロ中「保育」を「教育及び保育」に改め、同号ハ中「短時間利用児及び長時間利用児」を「子どものうち、教育時間相当利用児(一日に幼稚園と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。)」及び教育及び保育時間相当利用児(一日に保育所と同程度の時間利用する子どもをいう。以下同じ。)」に、「短時間利用児」を「教育時間相当利用児」に改め、同表第二号ロ中「保育」を「教育及び保育」に改め、同号ニ中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表第三号イ中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同号ロ中「応じ」の下に「それぞれ」を、「以下」の下に「この表において」を加え、「幼保連携型認定子ども園、」を削り、「チ」を「リ」に改め、同号ニ中「幼保連携型認定子ども園」を削り、同号ホ中「すべて」を「全て」に改め、「幼保連携型認定子ども園、」を削り、同号ホ(2)中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同号ヘ中「幼保連携型認定子ども園」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 幼稚園型認定子ども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定子ども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定子ども園は、ハの規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定子ども園には、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

別表第四号中「編成しなければ」を「作成しなければ」に改め、同表第六号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同表第七号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同号ニ中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育及び保育」に改め、同号ヌ中「説明し、」の下に「及び」を加え、同表の備考中第一号を削り、同表の備考第二号イ中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同号ロ中「認可外保育施設(児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)」を「保育機能施設」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同表の備考第一号とし、同表の備考第三号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同号を同表の備考第二号とし、同表の備考第四号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同表の備考第三号とし、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第五条関係)

一 学級の編制の基準

イ 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

ロ 一学級の園児数は、三十五人以下としなければならない。

ハ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

二 職員の数等

イ 幼保連携型認定子ども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

ロ 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定子ども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

ハ 幼保連携型認定子ども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	六人につき一人
四 満一歳未満の園児	三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄に掲げる園児の区分ごとに同表の下欄の園児数に応じ定める数（当該算定した数に一未満の端数を生じたときは、これを一に切り上げる。）を合算した数とする。

三 この表の一の項及び二の項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

- ニ 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条の二（後段を除く。第四号ハにおいて同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- ホ 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
- 三 園舎及び園庭
- イ 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。
- ロ 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とする。

- ハ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは、保育室等を二階に、ロただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて、第十一号イにおいて準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。
- ニ ハただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- ホ 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- ヘ 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
- (1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積
- | 学級数 | 面積 |
|-------|--|
| 一学級 | 百八十平方メートル |
| 二学級以上 | 百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積 |
- ト 満三歳未満の園児数に応じ、次号への規定により算定した面積
- 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - (イ) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積
- | 学級数 | 面積 |
|-------|---|
| 二学級以下 | 三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積 |
| 三学級以上 | 八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積 |
- (ロ) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
- (2) 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積
- 四 園舎に備えるべき設備
- イ 園舎には、次に掲げる設備(2)に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子

ることができ

どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

ロ 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。

ハ 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、イの規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、園児の健康状態等に応じた食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ニ 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、イの規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

ホ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

ヘ 次の(1)から(3)までに掲げる設備の面積は、当該(1)から(3)までに定める面積以上とする。

(1) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

ト イに掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

五 園具及び教具

イ 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

ロ イの園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

六 教育及び保育を行う期間及び時間

イ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な一日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を標準とすること。

ロ イ(3)の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

七 子育て支援事業の内容

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

八 表示

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該幼保連携型認定こども園が幼保連携型認定こども園である旨の表示をしなければならない。

九 管理運営等

イ 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、積極的に情報を

公開しなければならない。

ロ 幼保連携型認定ことも園は、児童福祉及び家庭環境の観点から特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、このような子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

ハ 幼保連携型認定ことも園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度へ加入する等補償の体制を整えなければならない。

ニ 既存施設（法第十六条の規定による届出又は法第十七条第二項の申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。）を幼保連携型認定ことも園とする場合においては、現に当該既存施設に在籍している子どもの保護者に対し、幼保連携型認定ことも園となった場合の教育、保育等について十分に説明し、及び理解を得るよう努めなければならない。

十 学校教育法施行規則の準用
 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定ことも園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

十一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用
 イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七條の二、第九条から第九条の三まで、第十一条（第四項ただし書を除く）、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二（後段を除く）並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定ことも園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育

第五條第二項及び第十一條第五項	児童の	等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第七條の二第二項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九條の見出し	入所した者	園児
第九條並びに第十一條第二項及び第三項	入所している者	園児
第九條	又は入所	又は入園
第九條の二	入所中の児童	園児
第九條の三	当該児童 児童福祉施設の長	当該園児 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園児（以下「園長」という。）
第十一條第一	入所している者 その児童等 入所中の児童等（法第三十三條の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七條第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項	法第四十七條第三項 園児 保育を必要とする子どもに該当する

										項	
		第三十二条の二	第三十二条第二号ハ	第三十二条第二号ヘ	第三十二条第八号イ	第三十二条第八号ロ	第三十二条第八号ハ	第三十二条第八号イ	第三十二条第八号ロ	第八号	社会福祉施設
	幼児	第十一条第一項	乳幼児	施設及び設備	施設又は設備	施設又は設備	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	又は遊戯室	入所している者	援助	利用者
	園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第二十一号イにおいて読み替えて準用する第十一条第一項	園児	設備	設備	耐火建築物	、遊戯室又は便所	園児	教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援	園児	学校、社会福祉施設等

第三十六条		乳幼児
保育所の長	園長	園児
入所している乳幼児	園児	
保育	教育及び保育	

ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

十二 幼稚園設置基準の準用
幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号)第六条及び第十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条例第六条第二項中「入所している者」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）別表第一第一号イ及びロの規定にかかわらず、施行日前に一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされた施設であつて施行日以後引き続き認定こども園（一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二條第六項に規定する認定こども園（同法第二條第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を除く。）をいう。）であるものの職員配置については、なお従前の例によることができる。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

3 施行日から起算して五年間は、新条例別表第二第二号ハの規定にかかわらず、一部改正法附則第三條第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

4 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、新条例別表第二第三号から第五号までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

5 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての別表第二第二号ハの規定の適用については、同号ハの表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

6 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第二第三号ハ及びト並びに第四号への規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第二第三号ハ
 第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二條第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たす

別表第二第三号ト
 (1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
三学級以上	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
二学級以下	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

(ロ) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

- 別表第二第四号へ
- (1) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二條第九号の二に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

(1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
三学級以上	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
二学級以下	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

- (1) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

7 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における

る当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第二第三号ハ、ヘ及びトの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>別表第二第三号ハ</p> <p>第十一号イにおいて読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p>						
<p>別表第二第三号ヘ</p> <p>(1) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="798 380 1045 694"> <tr> <td>学級数</td> <td>面 積</td> </tr> <tr> <td>一学級以下</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積</td> </tr> </table>	学級数	面 積	一学級以下	百八十平方メートル	二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積	<p>(1) 満三歳以上の園児数に応じ、次号への規定により算定した面積</p>
学級数	面 積						
一学級以下	百八十平方メートル						
二学級以上	百平方メートルに当該学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積						
<p>別表第二第三号ト</p> <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>(イ) 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="231 403 582 694"> <tr> <td>学級数</td> <td>面 積</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積</td> </tr> </table> <p>(ロ) 三・三平方メートルに満三歳以</p>	学級数	面 積	二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積	三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積	<p>(1) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面 積						
二学級以下	三十平方メートルに当該学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積						
三学級以上	八十平方メートルに当該学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積						

上の園児数を乗じて得た面積

- 8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（新条例別表第二第三号ト(1)の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同号ホの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
 - 二 園児が安全に利用できる場所であること。
 - 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

薬事法施行条例の一部を改正する条例

薬事法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第二条第一項中「医薬品の製造業者」の下に、「体外診断用医薬品の製造業者」を加え、「又は卸売販売業者」を、「卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に、「及び法第六十八条の二第二項」を、「法第二十三条の二の十四第六項及び法第六十八条の十六第二項」に、「又は法第三十五条第三項ただし書」を、「法第三十五条第三項ただし書、法第三十九条の二第二項ただし書又は法第四十条の六第二項ただし書」に改め、同項第二号中「医薬品製造管理者」の下に、「体外診断用医薬品製造管理者」を加え、「又は営業所管理者」を、「医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者」に改め、

同項第三号中「化粧品若しくは医療機器」を「若しくは化粧品」に改め、「製造所」の下に「体外診断用医薬品の製造業の登録に係る製造所」を加え、「又は卸売販売業の許可に係る営業所」を「卸売販売業の許可に係る営業所、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可に係る営業所又は再生医療等製品の販売業の許可に係る営業所」に改める。

第九号第一項中「次の各号」を「別表の上欄」に、「第十六号」を「同表第二十一の項」に、「当該各号」を「同表の下欄」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第九号関係）

納入義務者	手数料の額
一 法第四条第一項の規定による薬局開設の許可を申請する者	二万九千円
二 法第四条第四項の規定による薬局開設の許可の更新を申請する者	一万千円
三 法第十二条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可を申請する者	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 第一種医薬品製造販売業許可（3に掲げるものを除く） 十四万七千円 2 第二種医薬品製造販売業許可（3に掲げるものを除く） 十三万二千円 3 薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）以下「政令」という。）第三条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。の製造販売業の許可 六千四百円 4 医薬部外品製造販売業許可（政令第二十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品（以下「指定医薬部外品」という。）の製造販売に係るものを除く） 十三万二千円 5 医薬部外品製造販売業許可（指定医薬部外品の製造販売に係るものを除く） 六万二千円 6 化粧品製造販売業許可 六万二千二百円
四 法第十二条第二項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新を申請する者	次に掲げる更新の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 第一種医薬品製造販売業許可の更新（3に掲げるものを除く） 十二万九千円 2 第二種医薬品製造販売業許可の更新（3に掲げるものを除く） 十一万四千円 3 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新 三万四千円 4 医薬部外品製造販売業許可の更新（指定医薬部外品の製造販売に係るものを除く） 二万四千円 5 医薬部外品製造販売業許可の更新（指定医薬部外品の製造販売に係るものを除く） 一万四千円

五 法第十三条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を申請する者

6 四万七千四百円
 百円
 化粧品製造販売業許可の更新 四万七千四百円

六 法第十三条第三項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新を申請する者

次に掲げる更新の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 1 無菌医薬品製造業の許可の更新 五万四千円
 2 一般医薬品製造業の許可の更新（薬局製造販売医薬品の製造に係るものを除く） 四万九千八百円
 3 一般医薬品製造業の許可の更新（薬局製造販売医薬品の製造に係るものを除く） 五万四千円
 4 包装等医薬品製造業の許可の更新 二万八千二百円
 5 無菌医薬部外品製造業の許可の更新 五万四千円
 6 一般医薬部外品製造業の許可の更新 二万六千四百円
 7 包装等医薬部外品製造業の許可の更新 二万二千八百円
 8 一般化粧品製造業の許可の更新 二万六千四百円
 9 包装等化粧品製造業の許可の更新 二万二千八百円

七 法第十三条第六項の規定による医薬品、

次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定

<p>医薬部外品又は化粧品等の製造業の許可の区 分の変更又は追加の許可を申請する者</p> <p>1 無菌医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 七万八千円 2 一般医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 七万四千四百円 3 包装等医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 三万三千六百円 4 無菌医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 七万八千円 5 又は追加の許可 三万三千円 6 又は追加の許可 三万三千円 7 又は追加の許可 二万七千円 8 追加の許可 三万三千円 9 追加の許可 二万七千円</p>	<p>八 法第十四条第一項の規定による医薬品又は 医薬部外品の製造販売の承認を申請する 者</p> <p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定 める額 1 医薬品（治療用であるものに限り、2に規 定するものを除く）の製造販売の承認 二 十万円 2 医薬品（日本薬局方に収められているもの に限る）の製造販売の承認 五万三千元 3 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る）の 製造販売の承認 九千円 4 医薬品（1から3までに規定するものを除 く）の製造販売の承認 八万五千四百円 5 医薬部外品の製造販売の承認 四万四千六 百円</p>	<p>九 法第十四条第六項（同条第九項において 準用する場合を含む。）の規定による同条 第一項又は同条第九項の承認を受けようと するときに受ける医薬品又は医薬部外品の 製造所における製造管理又は品質管理の方 法の基準の適合性の調査を申請する者</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定 める額 1 無菌医薬品製造業の許可の区分に係る製造 所の調査 七万三千五百円 2 所一般医薬品製造業の許可の区分に係る製造 所の調査 四万八千六百円 3 包装等医薬品製造業の許可の区分に係る製 造所の調査 二万六千三百円 4 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る 製造所の調査 七万三千五百円 5 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る 製造所の調査 四万八千六百円 6 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係 る製造所の調査 二万六千三百円 7 医薬品又は医薬部外品の試験検査を行う施 設であつて製造所以外のもの（以下「外部試 験検査機関」という。）の調査 二万六千三 百円</p>	<p>十 法第十四条第六項の規定による政令で定 める期間を経過することを受ける医薬品又は 医薬部外品の製造所における製造管理又は 品質管理の方法の基準の適合性の調査を 申請する者</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定 める額 1 無菌医薬品製造業の許可の区分に係る製造 所の調査 十三万二千元に調査を受けようと する製造品目一項目につき二千七百円として 計算した額を加算した額 2 所一般医薬品製造業の許可の区分に係る製造 所の調査 十万円に調査を受けようとする製 造品目一項目につき千八百円として計算した 額を加算した額</p>
<p>十一 法第十四条第九項の規定による医薬品 又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項 の一部の変更の承認を申請する者</p> <p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定 める額 1 医薬品（治療用であるものに限り、2に規 定するものを除く）の製造販売に係る承認 事項の一部変更の承認 十万円 2 医薬品（日本薬局方に収められているもの に限る）の製造販売に係る承認事項の一部 変更の承認 二万四千四百円 3 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る）の 製造販売に係る承認事項の一部変更の承認 九千円 4 医薬品（1から3までに規定するものを除 く）の製造販売に係る承認事項の一部変更 の承認 三万五千元 5 医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一 部変更の承認 二万六千六百円</p>	<p>十二 法第二十三条の二第一項の規定による 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売 業の許可を申請する者</p> <p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定 める額 1 第一種医療機器製造販売業許可 十四万七 千円 2 第二種医療機器製造販売業許可 十三万二 千円 3 第三種医療機器製造販売業許可 八万七千 円 4 体外診断用医薬品製造販売業許可 十三万 二千元</p>	<p>十三 法第二十三条の二第二項の規定による 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売 業の許可の更新を申請する者</p> <p>次に掲げる更新の区分に応じ、それぞれ次に定 める額 1 第一種医療機器製造販売業許可の更新 十 三万六千元 2 第二種医療機器製造販売業許可の更新 十 二万七千元 3 第三種医療機器製造販売業許可の更新 七 万七千二百円 4 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 十二万円</p>	<p>十四 法第二十三条の二の三第一項の規定に よる医療機器又は体外診断用医薬品の製造</p> <p>三万八千円</p>

業の登録を申請する者 十五 法第二十三条の二の第三項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を申請する者	二万九千円	
十六 法第二十三条の二十第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可を申請する者	十四万七千円	
十七 法第二十三条の二十第二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を申請する者	十二万九千円	
十八 法第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可を申請する者	二万九千円	
十九 法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新を申請する者	一万千円	
二十 法第三十三条第一項の規定による配置従事者の身分証明書交付を申請する者	七千円	
二十一 法第三十六条の八第一項の規定による登録販売者試験を受けようとする者	一万七千六百円	
二十二 法第三十六条の八第二項の規定による販売従事登録を申請する者	一万円	
二十三 法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を申請する者	三万円	
二十四 法第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新を申請する者	一万三千円	
二十五 法第四十条の二第一項の規定による医療機器の修理業の許可を申請する者	六万九千四百円	
二十六 法第四十条の二第三項の規定による医療機器の修理業の許可の更新を申請する者	四万七千六百円	
二十七 法第四十条の二第五項の規定による医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者	一万七千五百円	
二十八 法第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可を申請する者	三万円	
二十九 法第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新を申請する者	一万三千円	
三十 法第八十条第一項の規定による輸出入の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするときに受ける当該製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 無菌医薬品製造業の許可の区分に係る製造所調査 七万三千五百円 2 一般医薬品製造業の許可の区分に係る製造	
三十一 法第八十条第一項の規定による政令で定める期間を経過することによる輸出入の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 無菌医薬品製造業の許可の区分に係る製造所調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一項目につき二千七百円として計算した額を加算した額 2 一般医薬品製造業の許可の区分に係る製造所調査 十万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千八百円として計算した額を加算した額 3 包装等医薬品製造業の許可の区分に係る製造品目一項目につき千八百円として計算した額を加算した額 4 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所調査 十三万二千円に調査を受けようとする製造品目一項目につき二千七百円として計算した額を加算した額 5 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造品目一項目につき千八百円として計算した額を加算した額 6 包装等医薬部外品製造業の許可の区分に係る製造所調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千六百円として計算した額を加算した額 7 外部試験検査機関の調査 六万円に調査を受けようとする製造品目一項目につき千六百円として計算した額を加算した額	
三十二 政令第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付を申請する者	二千円	
三十三 政令第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付を申請する者	二千九百円	
三十四 政令第五条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可証の書換え交付を申請する者	二千円	
三十五 政令第六条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可証の再交付を申請する者	二千九百円	
三十六 政令第十二条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可証の書換え交付を申請する者	二千円	
三十七 政令第十三条第一項の規定による医	二千九百円	

附 則	薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造業の許可証の再交付を申請する者	二千円
	三十八 政令第三十七条の二第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付を申請する者	二千円
	三十九 政令第三十七条の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付を申請する者	二千九百円
	四十 政令第三十七条の九第一項（政令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付を申請する者	二千円
	四十一 政令第三十七条の十第一項（政令第十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付を申請する者	二千九百円
	四十二 政令第四十三条の四第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を申請する者	二千円
	四十三 政令第四十三条の五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を申請する者	二千九百円
	四十四 政令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付を申請する者	二千円
	四十五 政令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を申請する者	二千九百円
	四十六 省令第一百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付を申請する者	三千二百円
四十七 省令第一百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付を申請する者	三千二百円	
四十八 第四条第一項の規定による配置従事者の身分証明書（書換え交付を申請する者）	二千円	
四十九 第五条第一項の規定による配置従事者の身分証明書の再交付を申請する者	二千九百円	
五十 第八条第一項の規定による合格証明書（再交付を申請する者）	三千二百円	

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同条第二号に掲げる申請（改正法第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の承認（体外診断用医薬品及び医療機器の製造販売の承認に限る。）の申請に限る。）についての承認を受けようとするときに受ける同条第六項の規定による調査に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に、改正法附則第六十四条第二項の規定により改正法の施行前に行われる同項第一号に掲げる許可の申請及び同項の規定により改正法の施行前に行われる同項第二号に掲げる登録の申請がなされた場合においては、同日前においても、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例第九条の規定の例により、手数料を徴収する。この場合において、同条例別表十二の項、十四の項、十六の項、二十三の項及び二十八の項中「法」とあるのは、「薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十四条第二項の規定により同法の施行前に行う同法第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」とする。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件	占 用 料	所 在 地	単 位
			第一級地
			第二級地
			第三級地
			第四級地

				道路法第三十二項第一号に掲げる工作物																	
				第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの
				長さ一メートルにつき一年			一本につき一年			長さ一メートルにつき一年			一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年				
四九	三三三	二三三	一一三	六一〇	四三〇	三六〇	三二〇	二八〇	二五〇	二二〇	一九〇	一七〇	一五〇	一三〇	一一〇	九〇	七〇	五〇	三〇	一〇	
三五	二三三	一六	四三〇	三六〇	五五〇	三九〇	二八〇	二五〇	二二〇	一九〇	一七〇	一五〇	一三〇	一一〇	九〇	七〇	五〇	三〇	一〇	〇	
二九	一九	一三	三六〇	五五〇	三九〇	二八〇	二五〇	二二〇	一九〇	一七〇	一五〇	一三〇	一一〇	九〇	七〇	五〇	三〇	一〇	〇	〇	
二五	一七	一二	三二〇	四八〇	六五〇	七四〇	八五〇	九五〇	一〇〇〇	一一〇〇	一二〇〇	一三〇〇	一四〇〇	一五〇〇	一六〇〇	一七〇〇	一八〇〇	一九〇〇	二〇〇〇	二一〇〇	

				道路法第三十二項第一号に掲げる工作物			道路法第三十二項第二号に掲げる工作物			道路法第三十二項第三号に掲げる工作物											
				第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧器その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの
				長さ一メートルにつき一年			一本につき一年			長さ一メートルにつき一年			一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年				
三、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	七六〇	六六〇	四六〇	三三〇	二二〇	一三〇	九三	七六	六七	五〇	三四	二八	二二	一六	一〇	七	五	三	二
三、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	七六〇	六六〇	四六〇	三三〇	二二〇	一三〇	九三	七六	六七	五〇	三四	二八	二二	一六	一〇	七	五	三	二
三、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	七六〇	六六〇	四六〇	三三〇	二二〇	一三〇	九三	七六	六七	五〇	三四	二八	二二	一六	一〇	七	五	三	二
三、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	七六〇	六六〇	四六〇	三三〇	二二〇	一三〇	九三	七六	六七	五〇	三四	二八	二二	一六	一〇	七	五	三	二

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

例

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例（平成二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、同字腰廻」を削り、「同字曲田」の下に「同字向田」を、「同字上小袋田」の下に「、同字腰廻」を加え、「同字向田」を削り、同条第二号中「及び宮内一丁目の各一部」を「の一部」に改める。

第二十五条第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、年六パーセント以内で知事が別に定める率とする。

第二十六条第三項中「前条第三項後段」を「前条第四項後段」に改める。

第二十八条第一項中「八十円」を「八十二円」に改める。

第二十九条第二項中「第五十五条の九」を「第五十五条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。